ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿　工事の実施形態　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。

⒀　間接工事費の実績変更方式の試行

①　共通仮設費（率分）の実績変更　本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」・「安全費」（以下、共通仮設費（率分）の実績変更）について、最終精算変更時にその金額を実績により変更することが出来る「共通仮設費（率分）の実績変更方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年12月27日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から令和５年度247号西知多道路東海ＪＣＴ・Ｈ－２ランプ橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の⑴から⑾までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度の鋼橋上部工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成19年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成19年度以降に元請けとして以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。

【企業】

同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が55m以上であること。

【技術者】

同種工事：下記の㋓から㋔の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。

ただし、㋓から㋔は同一橋梁であること。

㋓　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋔　下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　上記⑷に掲げる工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成19年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書及び技術資料（競争参加資格確認資料）（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。